

留置施設視察委員会条例

平成十九年三月二十日

宮城県条例第七号

留置施設視察委員会条例をここに公布する。

留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二十一条第四項の規定に基づき、宮城県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第二条 委員会は、委員五人をもって組織する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(解任)

第三条 公安委員会は、委員に委員たるにふさわしくない非行があったとき、その他特別の理由があるときは、任期中でもこれを解任することができる。

(委員長)

第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(報酬)

第五条 委員の報酬の額は、日額一万八千三百円とする。

2 報酬は、委員会に出席した日数に応じて、その都度支給する。

3 県の一般職の職員であつて委員になつたものには、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第六条 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 前項に規定する費用弁償の額は、職員等の旅費の支給に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第三十号）による職員の職務の級六級に相当する額とする。

3 第一項に規定する費用弁償の支給については、県の一般職の職員の例による。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日条例第四十六号号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日条例第九号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。